

# 宮城県公報

発行 県  
 宮(総務部私学文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課)  
一

告示

干害防備保安林  
防風保安林

○宮城県告示第九百七十四号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十八年

度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。  
平成二十八年十二月一日

宮城県知事 村井嘉浩

同一の単位とされる  
保安林等の区域

皆伐面積の限度(ヘクタール)  
北上川下流 三五二・二二  
石巻地区 三六六・三九  
追川地区 三五二・一四  
江合川上流 一、〇五四・四三  
鳴瀬川上流 七一九・八九  
江合川下流 一、一九三・一八  
○・八六  
一九五・七〇  
一、三二六・七六  
一、五四七・六七

保安林の種類  
水源かん養保安林

本吉地区  
北上川下流  
石巻地区  
追川地区  
江合川上流  
鳴瀬川下流  
江合川下流  
仙台地区  
白石地区  
黒川地区  
仙台地区  
白石地区  
黒川地区  
石巻地区  
川崎町  
蔵王町  
仙台市  
白石市  
角田市  
登米市  
栗原市  
東松島市  
大崎市  
柴田町  
七ヶ宿町  
丸森町  
大和町  
大郷町  
加美町  
女川町  
南三陸町  
石巻市

魚つき保安林

|           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| 土砂流出防備保安林 | 本吉地区  | 二四・九六  |
| 北上川下流     | 石巻地区  | 二四・一四  |
| 迫川地区      | 黒川地区  | 六六・九三  |
| 江合川上流     | 鳴瀬川上流 | 一六三・一八 |
| 江合川下流     | 鳴瀬川下流 | 二四・三六  |
| 仙台地区      | 仙台地区  | 二九・七四  |
| 白石地区      | 白石地区  | 六六・八四  |
| 黒川地区      | 黒川地区  | 二〇八・九六 |
| 石巻市       | 蔵王町   | 〇・一二   |
| 川崎町       | 仙台市   | 〇・四六   |
| 蔵王町       | 白石市   | 五・一八   |
| 仙台市       | 角田市   | 二・〇八   |
| 白石市       | 登米市   | 九・九四   |
| 氣仙沼市      | 栗原市   | 二・九〇   |
| 東松島市      | 東松島市  | 四・三四   |
| 大崎市       | 大崎市   | 五・一五   |
| 柴田町       | 柴田町   | 五・一四   |
| 七ヶ宿町      | 七ヶ宿町  | 〇・九八   |
| 丸森町       | 丸森町   | 二・七二   |
| 大和町       | 大和町   | 三・六〇   |
| 大郷町       | 大郷町   | 〇・三〇   |
| 加美町       | 加美町   | 六・七二   |
| 女川町       | 女川町   | 六・八二   |
| 南三陸町      | 南三陸町  | 〇・七六   |
| 石巻市       | 石巻市   | 一六・九六  |

保健保安林

氣仙沼市  
東松島市  
女川町  
南三陸町  
宮城北部地区  
宮城南部地区

二・五六  
○・四二  
○・九二  
一・四〇  
六・九〇  
一・四四  
六・九〇